

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和6年7月23日付けの通知書により行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性を主張する。

20年以上積み立てていた企業年金個人型から令和6年4月で〇〇歳になることにより引き出すことができると通知があり、6月に事務手続を行い、7月5日に入金があった。その旨を事務所に報告すると資産となっていた時点から返却してもらおう等の意味不明の説明があり、結局二転三転して令和6年4月～6月分を返還せよとの決定書が届いた。

この理論でいくと3年後に申請したら3年分を返還せねばならず、積み立てた年金の全てを返還しなければならなくなる。同様に国民年金も65歳になってから受給申請をしたら5年分を返還しなければならぬ。

令和4年10月から1年半に及ぶ保護費の支給には感謝している。

しかし、令和6年4月から6月までは、保護費以外の収入はなく、食費を削る生活をしてきた。当該期間における返還請求には納得がない。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 6月23日	諮問
令和7年 8月18日	審議（第103回第3部会）
令和7年 9月24日	審議（第104回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

#### (2) 届出の義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき等は、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

#### (3) 収入認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)は、恩給、年金、失業保険その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定すること、ただし、同・(3)のオ、ケ又はコに該当する額については、この限りでない、としている。

次官通知第8・3・(3)が掲げる収入として認定しないもののうち、同・オは「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補

償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」、同・ケは「心身障害児（者）、老人等社会生活を営む上で特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支援対象者一人につき8000円以内の額（月額）」、同・コは「独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金」である。

#### (4) 費用返還義務

ア 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)は、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とした上で、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし（以下「自立更生免除」という。）、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」等を挙げている。

また、課長通知の1・(2)によれば、遡及して受給した年金に係る自立更生費の控除については、上記の取扱いと異なり、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮して、厳格に対応することが求められるとされており、被保護者に対し、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」（課長通知・1・(2)・(7)・(3)）等について説明しておくこととし、「当該世帯から

事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること」(同・(イ))とされている。

ウ 課長通知の1・(2)・(ウ)によれば、遡及して受給した年金収入についての取扱いとして、「資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること」とされている。

(5) 次官通知等の位置付け

次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準であり、課長通知は、同法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

2 本件処分についての検討

(1) 法63条の規定の適用について

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものである(1・(1)、保護の補足性)。

請求人から処分庁に収入申告された本件給付金は、請求人の資力であると認められ、請求人は法63条の「資力がありながら保護を受けたもの」に該当するから、請求人は、本件給付金について、保護受給中に支給を受けた保護費の範囲内において処分庁の定める額を返還しなければならない(同・(4)・ア)。

(2) 資力の発生時点について

確定拠出年金は、拠出された掛金とその運用益との合計額をもとに、将来の給付額が決定する年金制度であり、課長通知において、遡及して受給した年金収入の取扱いとして、資力の発生時点は、年金受給権発生日とされている(同・(4)・ウ)。

本件給付金について、請求人は〇〇歳になることにより引き出すことができる通知を受けたとしており、〇〇歳到達日とは〇〇歳の誕生日の前日であるから、請求人の本件給付金の受給権発生日は、令和6年4月〇〇日となる。

(3) 本件処分による返還金額について

年金は、その実際の受給額を収入として認定することが原則であり(同・(3)。次官通知第8・3・(2)・ア・(ア))、例外として認定しな

いとされるもの（同。次官通知第8・3・(3)オ、ケ又はコ）に、本件給付金は該当しない。

また、法63条に基づく費用返還については、全額を返還対象とすることを原則としながらも、自立更生免除が認められているものの（同・(4)・イ）、請求人から自立更生免除に係る申立てがあったとは認められない。

さらに、遡及して受給した年金に係る自立更生免除については、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮して、厳格に対応することが求められることからすれば、本件給付金の全額を法63条の返還対象額とした処分庁の判断は妥当である。

そして、処分庁は、別紙「返還金額算出表」のとおり、支給済保護費及び資力の額を認定し、支給済保護費の範囲内で、認定した資力を当該各月の返還対象金額とし、返還金額を算出したことが認められる。

以上のことから、処分庁が請求人に対して、法63条に基づき、本件給付金に相当する支給済保護費の返還を求めた本件処分は、上記1の法令等の定めにも則った適正なものであり、違算も認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、20年以上積み立てていた企業年金個人型の収入申告をして、資産となっていた時点からの返還を求められたことに納得がいかない旨を主張する。

しかし、保護は、生活に困窮する者の利用し得る資産を、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであり（1・(1)）、保護期間中の年金収入はその者の資産であって、遡及して受給した年金の資力発生の時点は、年金受給権発生日とされており（同・(4)）、本件給付金に相当する支給済保護費の返還を求めた本件処分に違法・不当な点がないことは、上記2に述べたとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙 (略)